

お問い合わせ先

活動組織、広域活動組織向け

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 日本型直接支払グループ 011-231-4111（内線27-876）	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 （内線4491/4349）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600（内線3565）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161（内線3563）	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271（内線2658）	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161（内線2569）	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511（内線2671）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111（内線4772）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031（内線83334）	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
（電話）03-3502-8111（内線5618）

高めよう 地域協働の力！ 多面的機能支払交付金



令和2年度 改正のポイント



令和2年4月

農林水産省

災害時の交付金融通が可能となります

甚大な自然災害時における対象組織間の交付金融通

対象組織間で既配分の交付金の融通が可能となります。



大雨により農地に堆積した流木等を地域共同で撤去

災害対応に十分な資金がない場合、別の組織から交付金の融通を受けることで、**早期営農再開が可能**となります。

※翌年度以降の交付金の交付の際に、市町村が融通相当額を上限に相殺し、交付することも可能。

活動要件や項目、取組内容の見直し

資源向上活動「多面的機能の増進を図る活動」

取組内容が拡充されます。

①◆これまで

「57 医療・福祉との連携」

◆これから

「57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」

「地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動」も対象となります。



(例) 小学校と連携したアイガモ農法の体験学習

②「55 防災・減災力の強化」について

「災害時における応急体制の整備」も対象となります。

(例) 災害時の迅速な対応を目的として、防災担当の役員を任命

作業安全対策

実践活動等の際には、**安全な活動に努める**ものとし、研修メニューに

「**機械の安全使用に関する研修**」が追加されます。

※全ての対象組織で、活動期間中に1回以上実施する。

(令和元年度までに活動を開始し、令和2年度に変更や再認定を受けない組織も含む)

○共同活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械(刈払機など)について、安全使用に関する研修、講習会を開催又はそれに参加する。



役員に女性が参画している場合の加算措置の要件緩和

役員に女性が2名以上参画している場合、毎年度活動に参加する構成員の割合要件が、8割以上から**6割以上**に緩和されます。

《「農村協働力の深化に向けた活動」》
加算措置要件

農村協働力の深化に向けた活動への支援
400円/10a等

「多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受ける対象組織のうち、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行うこと。

- a**
- 構成員のうち、4割以上が非農家
 - 構成員の8割以上が参加する実践活動を、毎年度行う

or

令和2年度改正

- b**
- 構成員のうち、4割以上が非農家かつ、役員に女性を2名以上選任
 - 構成員の6割以上が参加する実践活動を、毎年度2種以上それぞれ別の日に行う

実践活動	参加割合	実施日	判定
水路の泥上げ	6割	4/20	○
植栽等の景観形成活動	6割	6/20	○
水路の泥上げ	6割	4/20	×
農道の草刈り	6割	4/20	×
植栽等の景観形成活動	6割	4/20	○
生物の生息状況把握	6割	6/20	○
水路の泥上げ	6割	4/20	×
水路の泥上げ	6割	6/20	×

! 複数の実践活動でないため×

! 複数の実施日ではないため×



女性も活動に参加しやすい環境・雰囲気づくりに努めます!

持越金についてその額の精査をお願いします

交付金の精算、持越について

使用予定に基づいて**残額の一部又は全部を持ち越し、翌年度以降の活動に使用することが可能**です。持ち越し額については、**十分に精査し**、実施状況報告書にその使用予定を明記してください。

※実施期間終了年度末にあっては、翌年度に再認定を受け活動を継続する場合のみ持ち越しが可能。

(別紙) 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

支出の部	内容	備考欄
4.	次年度への持越金 (農地維持・畜産向上(共同))	(持越金の使用予定(使用時期、使用内容)等)を記入
5.	次年度への持越金 (遊休農地(長月輪化))	(持越金の使用予定(使用時期、使用内容)等)を記入
	合計	

(別紙) 持越金の使用予定表

農地維持・畜産向上(共同)

次年度への持越金が100万円以上かつ、100万円以上200万円以内の範囲内を、精査の対象とし、本町担当官から提出し、承認の上、提出してください。

使用時期	使用内容	使用予定金額	精査金額
		円	
		円	
計		円	

備考欄には、必ず持越金の使用予定を記入。
多額な持ち越し(※当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上)を行う場合は、「(別紙)持越金の使用予定表」を作成し、提出。

